

「市川市地域振興施設」 指定管理者募集にかかる質疑と回答

(その3 : H28.11.17~18 受付分まで)

NO	質 疑 及 び 回 答
Q31	<p>①別紙7 指定管理者選定評価表の評価項目17について 事業により生じた収益等を納付金として市に還元する他に、道の駅全体の取引において市内の生産者・事業者等の占める割合を高めるといった提案もこの項目にて評価されると考えてよろしいでしょうか。</p>
A31	<p>評価項目、評価観点に記載しているとおりです。</p>
Q32	<p>②別紙5 類似施設の業務実績について 類似施設の業務実績が複数ある場合は、1件ごとに別紙5を作成し、提出すると考えてよろしいでしょうか。</p>
A32	<p>1件ごとでも数件を1つにまとめても結構です。</p>
Q33	<p>③地域振興施設のレイアウト・設備等について 施設内のレイアウト・設備等については、公園管理の範囲を除き変更（又は協議次第で変更）は可能との理解でよろしいでしょうか。また可能な場合、設計変更費用を含み施設整備及び設備費用について市側の予算を超えない範囲であれば、指定管理者に新たな負担は生じないと考えてよろしいのでしょうか。</p>
A33	<p>地域振興施設は図面にて示した内容により設計を終えております。 なお、変更が不可能な箇所として、廊下・ホール・トイレ・メインホール・風除室・倉庫(3)・エントランス・喫煙室・公園管理の範囲は変更出来ません。 それ以外のレイアウト・設備等の変更につきましては、あらかじめ市と協議の上、各種法令順守、かかる費用（関係行政機関の調整、設計を含む）全てを指定管理者が負担することであれば可能です。 したがって、これら費用負担につきましては、「市側の予算（負担）」ではなく、「指定管理者の負担」となります。 また、施工方法に制限があり、変更を行おうとする時期により不可能となることもあります。 A11の回答も参照ください。</p>
Q34	<p>③-1 地域振興施設のレイアウト・設備等について 上記質問事項③の具体例として、計画平面図の地域振興施設内の厨房施設に関して、増床・移設等は可能でしょうか。</p>
A34	<p>厨房は平面図X2 X3間の位置で設計を終えております。 厨房施設に関しては、A33の回答に加え、X3 X4間とY5 Y6間はスラブを上げて設計をしており、施工方法によっては厨房の増床等も可能です。</p>
Q35	<p>③-2 地域振興施設のレイアウト・設備等について</p>

	上記質問事項③の具体例として、計画平面図の地域振興施設内の利用者用トイレに関して、規模・位置の変更等は可能でしょうか。
A35	A 3 3にて回答しているとおりです。
Q36	③ー3 地域振興施設のレイアウト・設備等について 上記質問事項③の具体例として、計画平面図の地域振興施設内のバックヤード関係（荷捌き室・事務室・従業員施設等）又、多目的室に関して、規模・位置の変更等は可能でしょうか。
A36	A 3 3にて回答しているとおりです。 多目的室につきましては位置の変更は出来ません。
Q37	④募集要項P 3 6. 事業収支に関する事項 本事業に関する収支について、施設全体の年間利用者見込・年間売上見込・収支見込等、市で見込まれているものをお示しいただくことはできますでしょうか。
A37	お示しする資料はございません。
Q38	急速充電器設置後、当該物件は資産として、指定管理者が有するのか？市川市が有するのか？
A38	本市の所有とはいたしません。